

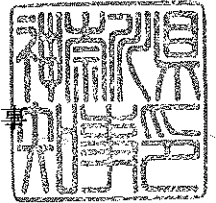
行政文書公開諾否決定期間延長通知書

平成20年1月25日

渡辺治建築都市設計事務所

代表 渡辺 治 様

神奈川県知事



平成20年1月18日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る 行政文書の内容	旧県立川崎南高校の設計図書一式
決定期間を延長 する理由	公開請求対象の行政文書には、個人情報（法人の従業員に関する情報）が含まれ、図面ごとに確認をする必要があり、諾否の決定に日時を要するため。
決定期間を延長 した後の諾否の 決定を行う期限	平成20年3月17日
事務担当室課所	総務部 財産管理課 財産企画班 電話番号 045・210・2518